

## 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道に関する指導要綱

平成5年10月1日  
改正 平成30年9月25日

(趣旨)

**第1** この指導要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道の指定について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、建設省告示第1837号（昭和45年12月28日）及び建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）に定めのあるもののほか、指定を受けようとする道（以下「指定道路」という。）に関する基準を定め、もって法の目的達成を図ろうとするものである。

(指定道路の幅員等)

**第2** 指定道路の幅員及び有効幅員は、第1図又は第2図によるものとし、指定道路は、有効幅員が4メートル以上であること。ただし、堅固な覆蓋を設ける側溝等は、有効幅員に含めることができる。

(転回広場)

**第3** 自動車の転回広場の幅及び長さは、第3図から第9図までによるものであること。  
2 令第144条の4第1項第1号ホの規定により同号ハに準ずる場合で周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する指定道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。第5第1号において同じ。）が50メートル以下の袋路状道路であって、区間35メートルを超える部分に自動車の転回広場を設ける場合とする。  
3 前項の袋路状道路とは、その一端のみが他の道路に接続するものをいう。

(隅切り)

**第4** 令第144条の4第1項第2号ただし書の規定により隅切りを設ける必要がないと認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。  
(1) 指定道路と歩道のある幅員9メートル以上の他の道路の歩道部分との接続により生ずる角地である場合（第10図参照）  
(2) 第5の規定による指定道路の交差、接続又は屈曲により生ずる角地である場合  
2 令第144条の4第1項第2号ただし書の規定により周囲の状況によりやむを得ないと認める場合は、両側に隅切りを設けることが困難なときであって、建築物の敷地、用途及び規模等により通行の安全上支障のないように片側に隅切りを設ける場合とする。（第11図参照）  
3 交差、接続又は屈曲により生ずる隅角が60度未満の角地に設ける隅切りは、長さ3メートル以上の底辺をもつ二等辺三角形の部分を指定道路に含むものであること。（第12図参照）

(階段を含む道路)

**第5** 階段を含む道路であって、令第144条の4第1項第4号ただし書の規定により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、次に掲げる場合とする。（第13図参照）  
(1) 延長が35メートル以下の場合  
(2) 他の道路に接続する部分に奥行き1.4メートル以上の踏込を設ける場合  
(3) 階段又はその踊場が次に掲げる場合

- ア 階段及びその踊場が堅固で耐久性のあるコンクリート、石等の材料で造られる場合
- イ 階段の蹴上げが15センチメートル以下、踏面が30センチメートル以上の場合
- ウ 階段の高さが3メートルを超える場合にあっては、高さ3メートル以内ごとに踏幅1.4メートル以上の踊場を設ける場合
- エ 指定道路に通ずる敷地内の通路が接する当該指定道路部分に踏幅1.4メートル以上の踊場（ウによるものを含む。）を設ける場合

（排水施設）

**第6** 令第144条の4第1項第5号に規定する排水に必要な側溝、街渠その他の施設（以下「排水施設」という。）は、次に掲げる構造であること。

- (1) 第1図若しくは第2図又はこれらに準ずる排水上及び耐力上支障のない構造
- (2) 溢水、滞水及び洩水のおそれのない構造
- (3) 他の排水施設に有効に接続する構造

（舗装）

**第7** 指定道路の路面のうち、車道部分にあっては、アスファルト舗装、コンクリート舗装等であり、その他の部分（階段の部分を除く。）にあっては、砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

（その他）

**第8** 指定道路内に里道、水路等の法定外公共物等がある場合は、所定の手続を完了することにより、指定道路に含めることができる。

附 則

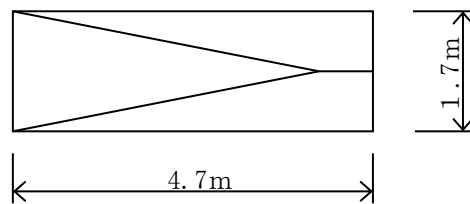
この要綱は平成5年10月1日から適用することとし、昭和46年要綱は同日付けをもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から適用する。

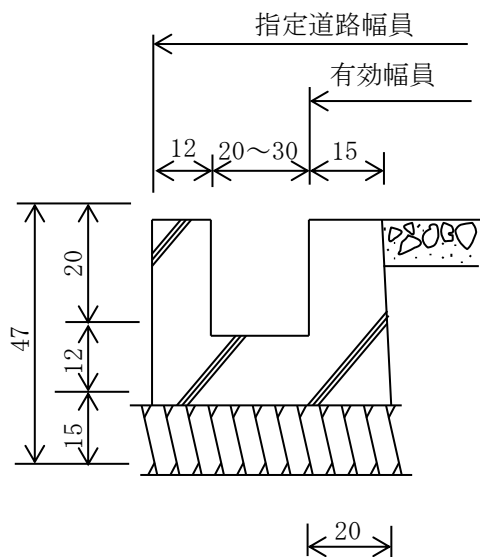
(注) 単位 第1～第2図 センチメートル  
 第3～第13図 メートル

自動車の大きさ

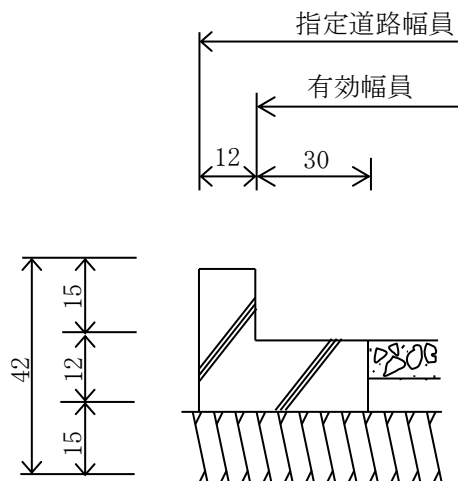


(第1図)

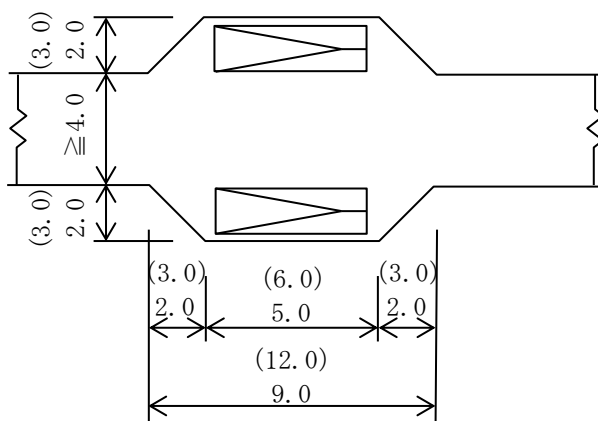
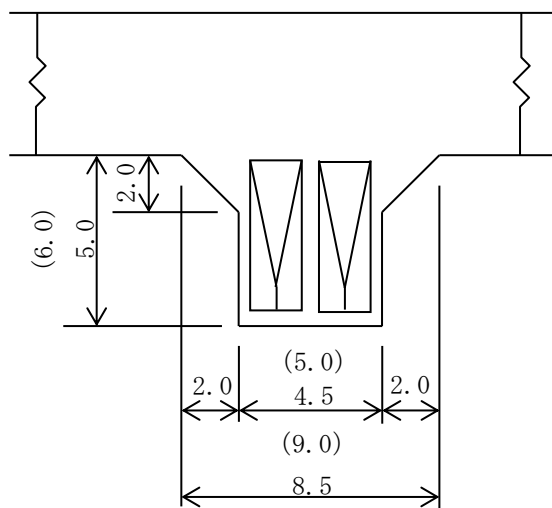
(第2図)



(第3図)

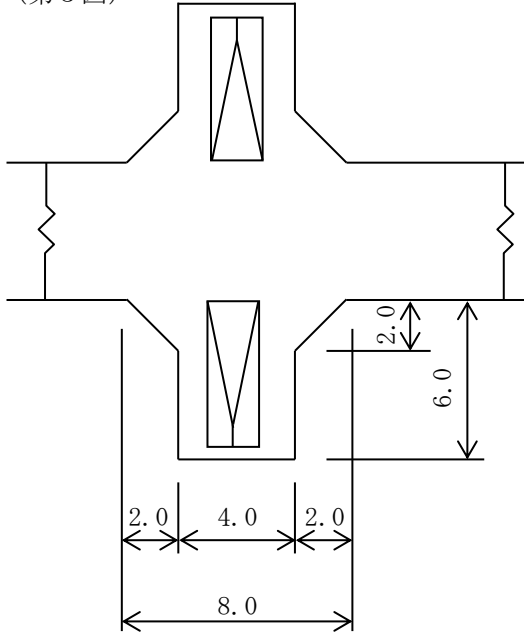


(第4図)

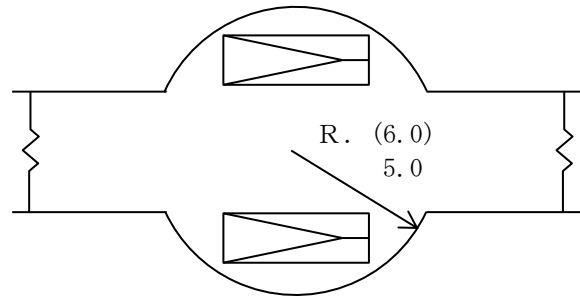


(注) 第3図から第9図までの数値は、指定道路幅員が5.0メートル以上6.0メートル未満の場合とし、4.0メートル以上5.0メートル未満の場合は ( ) 書の数値とする。

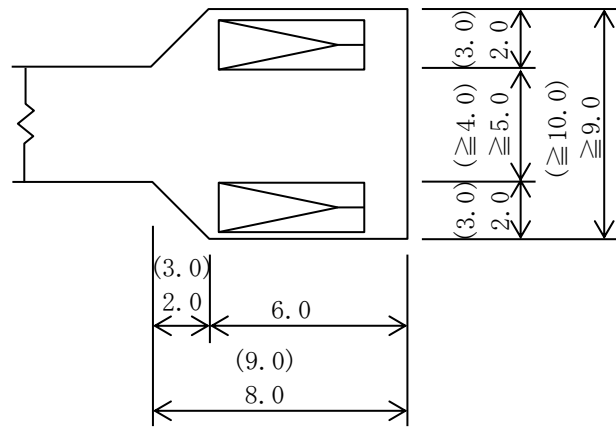
(第5图)



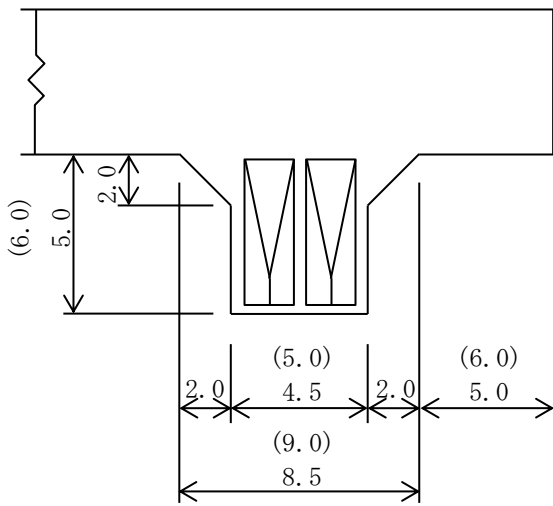
(第6图)



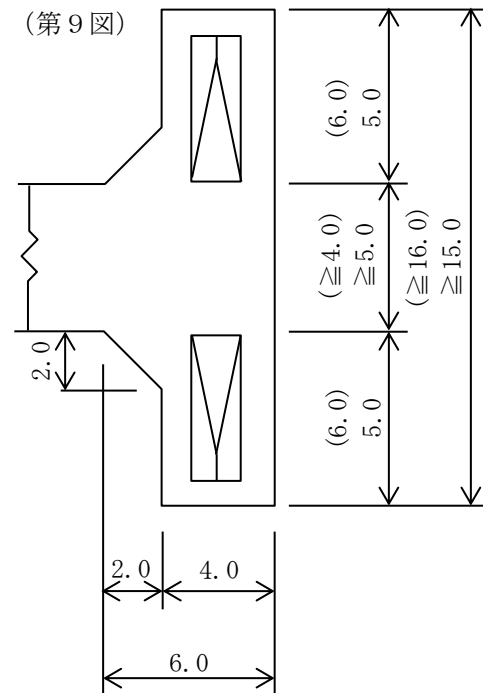
(第8图)



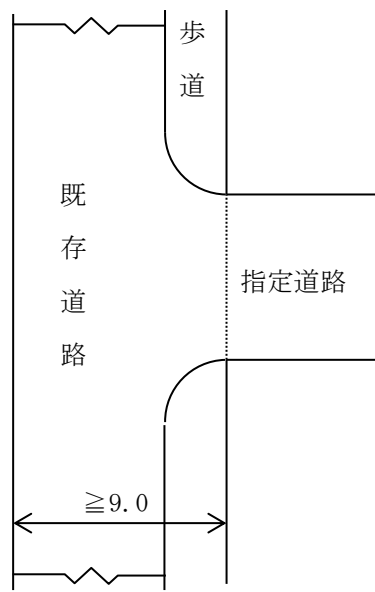
(第7图)



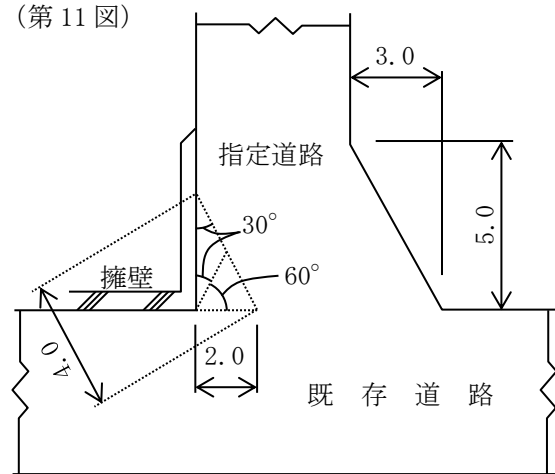
(第9图)



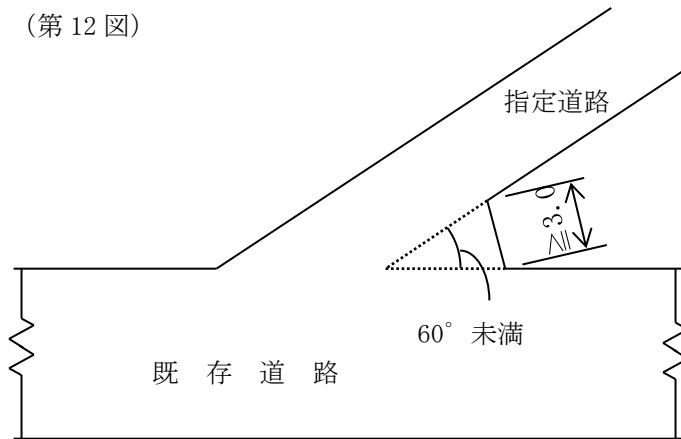
(第10図)



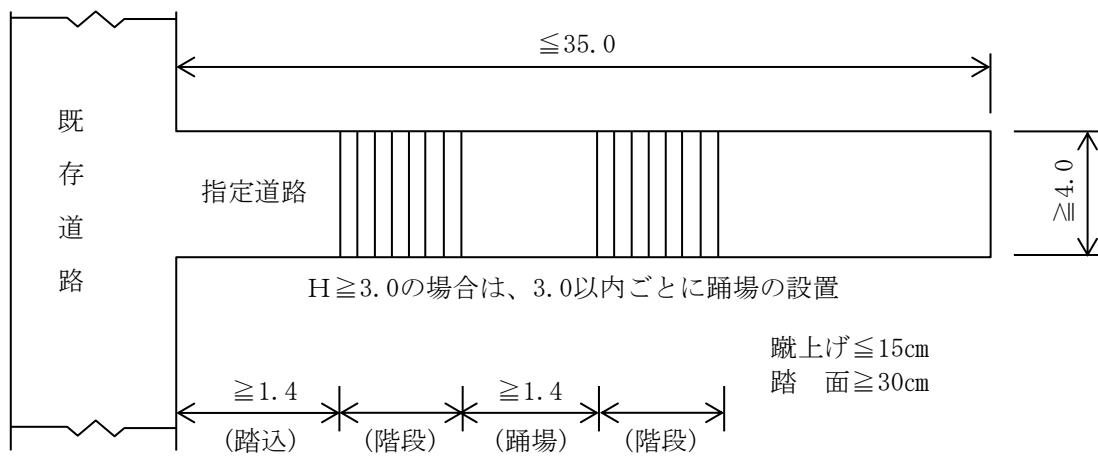
(第11図)



(第12図)



(第13図)



## 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道に関する指導要綱の解説

(趣旨)

**第1** この指導要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道の指定について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、建設省告示第1837号（昭和45年12月28日）及び建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）に定めのあるもののほか、指定を受けようとする道（以下「指定道路」という。）に関する基準を定め、もって法の目的達成を図ろうとするものである。

- 1 本指導要綱は、法第42条第1項第5号の規定に関する基準を定めたものである。
- 2 本指導要綱が適用される区域は、神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市及び高砂市を除く兵庫県の市町の都市計画区域若しくは準都市計画区域内又は法第68条の9第1項の規定に基づき敷地と道路との関係について地方公共団体の条例により制限が定められた区域内である。

(指定道路の幅員等)

**第2** 指定道路の幅員及び有効幅員は、第1図又は第2図によるものとし、指定道路は、有効幅員が4メートル以上であること。ただし、堅固な覆蓋を設ける側溝等は、有効幅員に含めることができる。

- 1 本文の基準は、指定道路の幅員及び有効幅員の取り方を明確化し、その有効幅員を4メートル以上とすることを定めたものである。
- 2 ただし書の基準以外にも、道路内に電柱、カーブミラー等の施設を設置する場合の有効幅員は、当該施設がないものとして算定することができる。  
なお、この場合、当該施設は千鳥配置とすること。

(転回広場)

**第3** 自動車の転回広場の幅及び長さは、第3図から第9図までによるものであること。  
2 令第144条の4第1項第1号ホの規定により同号ハに準ずる場合で周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する指定道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。第5第1号において同じ。）が50メートル以下の袋路状道路であって、区間35メートルを超える部分に自動車の転回広場を設ける場合とする。  
3 前項の袋路状道路とは、その一端のみが他の道路に接続するものをいう。

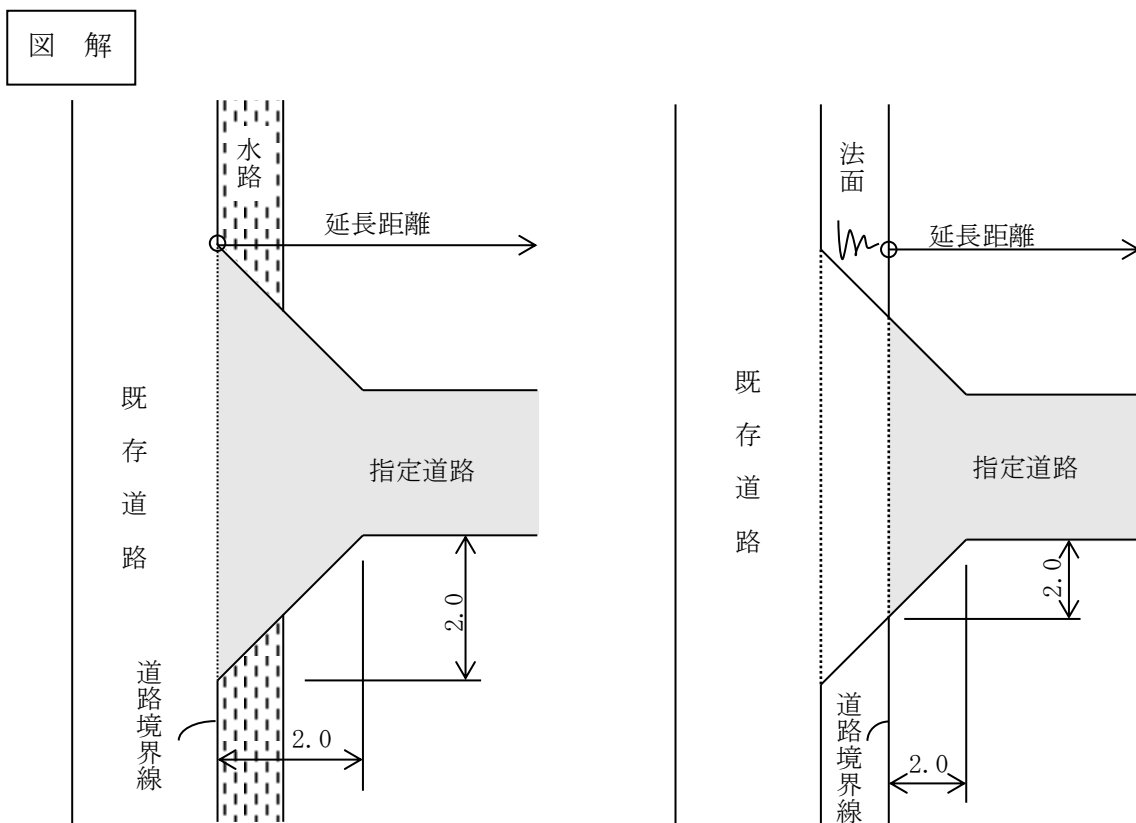
- 1 第1項の基準は、建設省告示第1837号の規定を補完し、自動車の転回広場の幅及び長さを定めたものである。  
なお、この告示に規定する、小型四輪自動車のうち最大なもの長さは4.7メートル、幅は1.7メートルである。
- 2 第2項の基準は、必ずしも終端に自動車の転回広場を設ける必要はなく、「自動車

の転回広場を1箇所のみで支障なし」と定めたものである。

令第144条の4第1項第1号ハに規定する区間の算定については、他の道路との接続点又は自動車の転回広場の中心点を起算点とする（昭和46年住指発第44号）。

延長は、接続する他の道路の境界線との接続点から当該指定道路の終端点までの距離とし、また、隅切りは、当該指定道路に応じたものとする（図解参照）。

なお、第2項の基準に適合しないこととなる場合、既存の第2項の基準による指定道路の延長を増加させることはできない。



(隅切り)

**第4** 令第144条の4第1項第2号ただし書の規定により隅切りを設ける必要がないと認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定道路と歩道のある幅員9メートル以上の他の道路の歩道部分との接続により生ずる角地である場合（第10図参照）

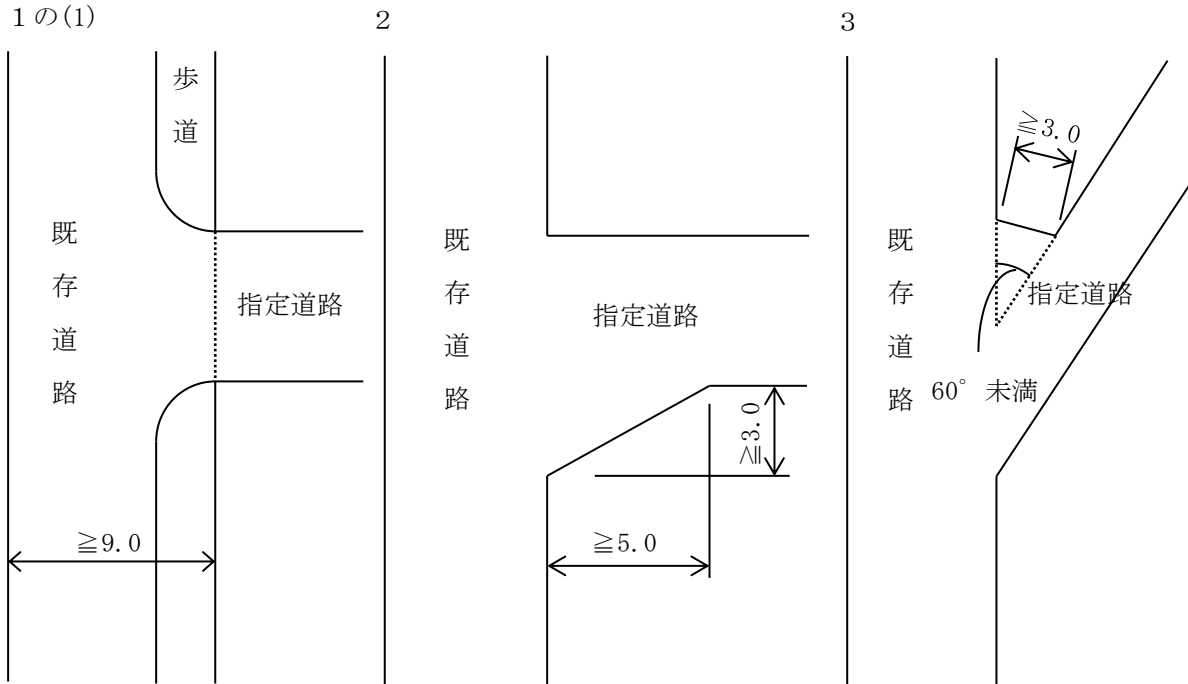
(2) 第5の規定による指定道路の交差、接続又は屈曲により生ずる角地である場合

2 令第144条の4第1項第2号ただし書の規定により周囲の状況によりやむを得ないと認める場合は、両側に隅切りを設けることが困難なときであって、建築物の敷地、用途及び規模等により通行の安全上支障のないように片側に隅切りを設ける場合とする。（第11図参照）

3 交差、接続又は屈曲により生ずる隅角が60度未満の角地に設ける隅切りは、長さ3メートル以上の底辺をもつ二等辺三角形の部分を指定道路に含むものであること。（第12図参照）

- 1 本基準は、令第144条の4第1項第2号ただし書の規定により周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めるもの等である。

図 解



(階段を含む道路)

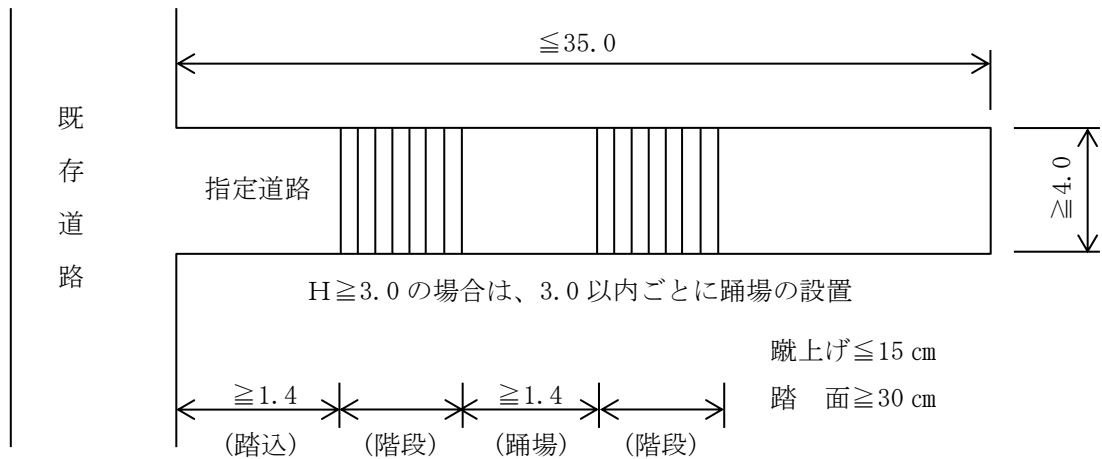
**第5** 階段を含む道路であって、令第144条の4第1項第4号ただし書の規定により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、次に掲げる場合とする。(第13図参照)

- (1) 延長が35メートル以下の場合
- (2) 他の道路に接続する部分に奥行き1.4メートル以上の踏込を設ける場合
- (3) 階段又はその踊場が次に掲げる場合
  - ア 階段及びその踊場が堅固で耐久性のあるコンクリート、石等の材料で造られる場合
  - イ 階段の蹴上げが15センチメートル以下、踏面が30センチメートル以上の場合
  - ウ 階段の高さが3メートルを超える場合にあっては、高さ3メートル以内ごとに踏幅1.4メートル以上の踊場を設ける場合
  - エ 指定道路に通ずる敷地内の通路が接する当該指定道路部分に踏幅1.4メートル以上の踊場(ウによるものを含む。)を設ける場合

- 1 本基準は、令第144条の4第1項第4号ただし書の規定により周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合を定めたものである。



図 解



(排水施設)

**第6** 令第144条の4第1項第5号に規定する排水に必要な側溝、街渠その他の施設（以下「排水施設」という。）は、次に掲げる構造であること。

- (1) 第1図若しくは第2図又はこれらに準ずる排水上及び耐力上支障のない構造
- (2) 溢水、滞水及び洩水のおそれのない構造
- (3) 他の排水施設に有効に接続する構造

- 1 本基準は、令第144条の4第1項第5号に規定する排水施設の基準を定めたものである。
- 2 排水施設は、現場打コンクリート造を標準とし、コンクリート製二次製品も認めるものである。  
なお、地下埋設の排水施設で、コンクリート巻等により補強されたものは、コンクリート製以外とすることができる。

(舗装)

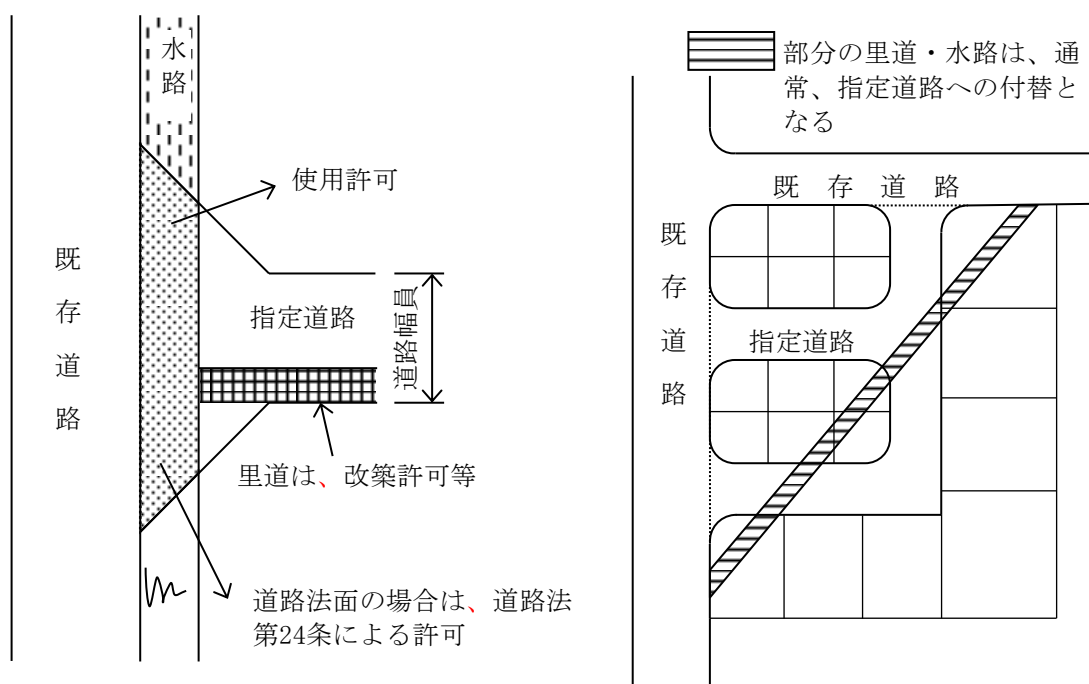
**第7** 指定道路の路面のうち、車道部分にあつては、アスファルト舗装、コンクリート舗装等であり、その他の部分（階段の部分を除く。）にあつては、砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

- 1 本基準は、令第144条の4第1項第4号の規定を補完するものである。

(その他)

**第8** 指定道路内に里道、水路等の法定外公共物等がある場合は、所定の手続を完了することにより、指定道路に含めることができる。

- 1 本基準は、指定道路内に里道、水路等の法定外公共物等がある場合における基準を定めたものである。
- 2 法定外公共物等の処理手続としては、改築許可、付替許可、使用許可、用途廃止等があり、財産管理者との協議成立をもって指定道路に含めることができるものとする。  
なお、この場合、各許可等の写しを申請書に添付し、図面（県規則様式第15号）には許可等の番号及びその年月日を記載すること。



附則（平成5年10月1日）

附 則

この要綱は平成5年10月1日から適用することとし、昭和46年要綱は同日付けをもって廃止する。

附則（平成30年9月25日）

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から適用する。